

【Q&A集】在宅サービス事業所における環境整備への助成事業（令和2年11月2日時点）

（※1）当該Q & Aは、県に問合せのあった質問と、厚生労働省が示しているQ & Aから特に重要と思われる内容を抽出し、県版Q & Aとして整理したものです。（厚生労働省のQ & A集については、下記HPからご確認ください）

（厚生労働省）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

掲載日	質問	回答
1 R2.8.6	①「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」と②「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」は施設が対象となるかならないかと補助上限額の違いだけで同じ事業に思えるのだが大きな違いは何でしょうか。	在宅サービスにおいては、新型コロナの影響により休業や利用控え等により特に利用再開に向けた支援が必要であるため、①に加えて②を設定しています。
2 R2.8.6	本補助金交付要綱別表3「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」について、休止した在宅サービス事業所のみが対象となりますか。	事業所が「休止」したことは要件とはなっていません。
3 R2.8.6	在宅サービス事業所における環境整備への助成事業における支援対象経費「c換気設備」がありますが、例えば、換気ができるエアコンも対象と考えてよろしいでしょうか。	感染症対策に有効と考えるものであれば特段の商品の限定はございません。
4 R2.8.6	自転車やタブレット等のICT機器の購入又はリース費用について、①事業者支援での支援事業と②環境整備の助成事業の両方で申請してもいいでしょうか。	①は感染症対策を徹底するためのかかり増し費用として、 ②は3つの密を避けるための環境整備として、 それぞれ申請を行うことで両事業に申請を行うことが可能です。
5 R2.8.6	環境整備に要する費用として、空気清浄器も含まれると考えていますが、その認識で間違えないでしょうか。	お見込みの通りです。
6 R2.8.6	○共用型認知症対応型通所介護（共用型デイ）の（3）介護サービス再開に向けた支援事業における取扱いについて 1. 「①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」の支援対象サービスに「認知症対応型通所介護」が含まれていますが、「共用型デイ」も対象に含まれると考えてよいでしょうか。 2. 「②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」の支援対象サービスに「認知症対応型通所介護」が含まれていますが、「共用型デイ」も対象に含まれると考えてよいでしょうか。 3. 2の場合、（1）介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援の「①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」（認知症対応型共同生活介護）との併給は可能でしょうか （（1）①のかかり増し経費の内容と（3）②の環境整備費用の内容が重複していないことを前提）。	1及び2については、対象として含まれます。 3については、専ら「共用型デイ」として使用するもののかかり増し経費がある場合は、認知症対応型共同生活介護の補助に併せて申請が可能です。

7	R2.11.2	短期入所療養介護について、本体の老健が従来型とユニット型の指定を受けている同一の合築施設の場合、それぞれ20万円の給付を受けることは可能か？	従来型多床室とユニット型個室を合築した老健は従来型とユニット型のそれぞれ別の施設として指定されていることから、ショートについてもそれぞれ上限20万円まで申請することが可能です。
---	---------	--	--